

# 事務事業分析シート（平成19年度）

No1

<b>事務事業名</b>	特別区自治体賠償責任保険	<b>部課名</b>	管理部経理課	<b>課長名</b>	入野 隆二
		<b>担当者名</b>	石井 保子	<b>内線</b>	2252
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）</b>	特別区自治体総合賠償責任保険（02-10-84-01）				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	54 年度	<b>根拠法令等</b>	特別区自治体総合賠償責任保険契約特約書	
<b>終期設定</b>	有 無	年度			
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	計画推進のために[ ]			
	<b>政策</b>	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進[15]			
	<b>施策</b>	区有財産の適正な管理・保全[15-07]			
<b>目的</b>	区の施設や業務に起因する事故により、区が国家賠償法または民法による損害賠償を請求された場合の賠償金や、区が被災者に支払う補償金（見舞金）を保険で補填することにより、区民等との信頼関係の確保や区の財政の安定的な運営に寄与する。				
<b>対象者等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賠償責任保険 - 区の施設や業務に起因し、区が法律上の賠償責任を負う事故の被災者</li> <li>・補償保険 - 区が法律上の賠償責任を負うか否かに関係なく、区の施設や事業の中で発生した事故の被災者で、区が補償金（見舞金）を支払う者</li> </ul>				
<b>内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補填内容                             <ul style="list-style-type: none"> <li>賠償保険－区の賠償責任額（示談額、裁判の判決額等）</li> <li style="padding-left: 40px;">限度額：対人1億円／人、10億円／件、対物2千万円／件</li> <li>補償保険－10,000円（通院6日以上）から500,000円（死亡、後遺傷害）</li> </ul> </li> <li>・保険料（分担金）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>賠償保険－区有財産（行政財産＋普通財産）建物面積10㎡当り 93円</li> <li>補償保険－住民登録人口（外国人を含む）1人当り 2.8円</li> </ul> </li> </ul>				
<b>経過</b>	昭和54年度 制度開始、昭和61年度 現行制度 学校等での事故（日本スポーツ振興センターの給付案件）が平成16年度より補償保険の対象となったが、平成17・18年度は対象とするか否かについて各区の選択制とし、19年度以降は食中毒事故以外は対象外とすることとなった。当区では、18年度から対象外としている。				
<b>必要性</b>	区の施設や業務に起因する事故はあってはならないことではあるが、完全になくすことは不可能である。万一の事故に際して保険が適用されることは、区民等が安心して区の施設を利用し、区の事業に参加することができるとともに、区にとっても予定外の財政負担を緩和することとなり、その必要性は大きい。				
<b>実施方法</b>	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 特別区長会（事務取扱者＝特別区協議会）が保険契約者となり、加入を希望する特別区を取りまとめ、一括して保険会社と契約（団体契約）を行う。事故が発生した場合は、主管課が状況の調査や被災者との交渉を行い、事故報告書を経理課を通じて保険会社に提出し、解決後、経理課が保険金請求書を提出して、保険金を受領する。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	4,264	4,320	4,387	4,287	4,286	4,266	4,221	
決算額（19年度は見込み）	4,191	4,240	4,387	4,287	4,209	4,209	4,221	
人件費					4,741	1,281		
【事務分担量】（％）					55	15		
合計（＋）	4,191	4,240	4,387	4,287	8,950	5,490	4,221	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	4,191	4,240	4,387	4,287	8,950	5,490	4,221	
<b>実績の推移</b>	<b>事項名</b>	<b>13年度</b>	<b>14年度</b>	<b>15年度</b>	<b>16年度</b>	<b>17年度</b>	<b>18年度</b>	<b>19年度</b>
	賠償保険（件数）	3	1	0	4	0	1	
	賠償金額（円）	1,327,319	5,820	0	39,550,893	0	49,850,695	
	補償保険（件数）	22	16	34	35	229	120	
	補償金額（円）	320,000	230,000	360,000	380,000	2,400,000	1,240,000	

# 事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	負担金補助及び交付金	賠償責任保険	3,676	賠償責任保険	3,675	賠償責任保険	3,684
	負担金補助及び交付金	補償保険	586	補償保険	590	補償保険	536

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標							

（問題点・課題 指標分析）	<p>指定管理者の取り扱いについて、これまでは、区が100%出資している法人が区から委託を受けた業務を遂行している場合であって、その業務に関する事故に限り補償の対象とされていた。平成18年度からは、出資割合、業務内容、人員派遣状況など一定の条件を満たす場合には、当該施設の指定管理者を被保険者とする事となった。今後は、民間事業者を含む幅広い団体に公の施設の管理を委ねることが想定されるため、事故があった場合の保険の適用について、遺漏のないよう主管課、経理課ともに注意していく必要がある。</p>
他区の実況	（ 実施 22 区                      未実施                      区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する。

議 会 要 旨 問 状	
----------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	特別区有物件火災共済事務費	部課名 担当者名	管理部経理課 宮田 真理子	課長名 内線	入野 隆二 2 2 5 4						
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	特別区有物件火災共済（03-76-25-01）										
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業							
開始年度	昭和 平成	50 年度	根拠 法令等	特別区有火災共済業務規定、特別区有物件災害共済積立預金の設置、管理及び処分に関する規定							
終期設定	有 無	年度									
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画						
行政評価 事業体系	分野	計画推進のために[ ]									
	政策	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進[15]									
	施策	区有財産の適正な管理・保全[15-07]									
目的	区有財産のうち、建物について、分担金（保険料）が低廉な火災共済への加入することにより、建物の万一の焼失等に備えるとともに、安定的な区財政の運営に寄与する。										
対象者等	[平成18年度] 加入棟数 198棟 共済責任額 2,179,760万円 共済分担金 2,132,290円										
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加入内容 当火災共済では建物、工作物、動産の火災等による損害を共済し合うことを目的としているが、当区は建物分のみ加入している。</li> <li>・共済制度 財団法人特別区協議会による共済制度で、加入する特別区が保険金額に応じた分担金を負担しあっている。</li> <li>・加入期間 1年(毎年4月1日午前0時～3月31日午後12時)</li> <li>・分担金             <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">1級(鉄筋コンクリート造等)</td> <td>共済責任額10,000円につき0.38円( 1 )</td> </tr> <tr> <td>2級(鉄骨造等)</td> <td>共済責任額10,000円につき1.8円</td> </tr> <tr> <td>3級(木造モルタル造等)</td> <td>共済責任額10,000円につき6.0円</td> </tr> </table> </li> <li>1 当区では、分担金を抑制するため、1級建物の加入条件に「委託割合条件実損てん補特約」を付している。この特約は、1級の建物は全損の可能性が少ないことから共済責任額(保険金限度額)を低くすることによって分担金(保険料)を減額する制度であり、荒川区は共済目的見積価額の30%を共済責任額と設定している。 (見積価額×全損0.3×保険料率0.38×特約料率2.4)</li> <li>・その他 特別区協議会は、各年度の剰余金を共済積立金として保有するほか、10億円を超える高層物件及び3,000万円を超える木造物件については民間の保険会社と再保険契約を結び、共済金(保険金)支払に備えている。また区は、保険金として支払われた額を「雑入」として歳入処理している。</li> </ul>					1級(鉄筋コンクリート造等)	共済責任額10,000円につき0.38円( 1 )	2級(鉄骨造等)	共済責任額10,000円につき1.8円	3級(木造モルタル造等)	共済責任額10,000円につき6.0円
1級(鉄筋コンクリート造等)	共済責任額10,000円につき0.38円( 1 )										
2級(鉄骨造等)	共済責任額10,000円につき1.8円										
3級(木造モルタル造等)	共済責任額10,000円につき6.0円										
経過	平成13年度 保険料率 改定 平成17年度 保険料率 改定										
必要性	万一の事故等に備え、火災共済に加入することは、区財政の安定性の観点からも必要性は高い。										
実施方法	( 直営 一部委託 全部委託 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ) 委託先 財団法人特別区協議会 加入手続き 1月申込 4月加入 歳入 事故発生時の保険金は、雑入として受け入れる。										

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算額		3,029	2,612	2,581	2,663	2,154	2,133	2,250
決算額(19年度は見込み)		2,530	2,599	2,581	2,173	2,145	2,133	2,250
人件費						862	854	
【事務分担量】(%)						10	10	
合計(+)		2,530	2,599	2,581	2,173	3,007	2,987	2,250
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源		2,530	2,599	2,581	2,173	3,007	2,987	2,250
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	加入件数	205	207	207	202	199	198	205
	事故件数	1	1	1	0	0	0	
	保険金額(事故に対する支払金額)	506,415	152,250	99,750	0	0	0	

# 事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	役務費	保険料	2,154	保険料	2,154	保険料	2,250

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	

問題点・課題 (指標分析)	<p>火災共済(保険)への加入は、建物が罹災した場合の再建に要する多額の支出に対して、保険金をもってその一部を補填し、区の財政の安定運営に寄与することを目的としている。</p> <p>火災共済(保険)は、罹災時に給付される共済責任額(保険金額の上限)に応じて分担金(保険料)を支払う仕組みとなっているため、保険料負担を考慮しつつ、損害額(再建に必要となる額)をどの程度、保険で補填する必要があるを十分に検討の上、共済責任額を設定する必要がある。</p> <p>現在加入している火災共済(保険)の内容に関する課題は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・概ね20年以上経過した木造建物は、再建築できる共済責任額となっていない。</li> <li>・不燃性の高い建物(SRC、SC、RC)は、共済責任額を30%に低減している。 (30%～80%、100%の範囲内で任意に設定できる)。</li> </ul> <p>なお、防災センター等、罹災した場合にも速やかな再建が求められる建物は、共済責任額を増額する等、建物の目的や用途を考慮し、個別に共済責任額の設定をするという方法も考えられる。</p>
他区の実況	( 実施 22 区 未実施 区 )

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
<p>現在加入中の保険は、特別区協議会による共済保険であるが、近年、民間の保険会社では、価格競争等に伴う保険料の低下傾向があるため、比較検討を行ったところ、現時点では、当区が加入する火災共済の分担金(保険料)の金額を上回る状況であった。ただし、他の共済関連団体が運営する共済事業の中には比較的低廉なものも存在するため、これらの共済事業との比較検討を引き続き行っていく。</p>	<p>分担金(保険料)負担の軽減</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する。

議会議決 (要旨)	
--------------	--



# 事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	自動車保険事務費	部課名	管理部経理課	課長名	入野 隆二
		担当者名	宮田 真理子	内線	2254
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	自動車保険(03-76-50-01)				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業		それ以外の継続事業
開始年度	昭和 平成	38 年度	根拠	自動車損害賠償保障法	
終期設定	有 無	年度	法令等	特別区有自動車損害共済事務規定	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[ ]			
	政策	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進[15]			
	施策	区有財産の適正な管理・保全[15-07]			
目的	区が所有する自動車について、保険に加入することにより、交通事故が発生した際の損害を補填するとともに、被害者等との信頼関係の確保や区財政の安定運営に寄与する。				
対象者等	対象となる車両 70台 平成18年度更新 自動車損害賠償責任保険(強制保険) 30台 自動車保険(任意保険) 14台				
内容	自動車損害賠償責任保険(強制保険・荒川区の所有車全てが加入) 自動車損害賠償保障法に基づきいわゆる強制保険のことで、対人の損害賠償のみ対象である(限度額3,000万円)。 自動車保険(任意保険、平成13年度から) 加入内容 対人賠償額：無制限 対物賠償額：無制限 搭乗者障害賠償額：500万円(乗用のみ)示談交渉付き 特別区有自動車損害共済(任意保険)は、平成12年度末にて事業廃止				
経過	任意保険については、運転業務委託(平成4年度導入)の対象車両は、特別区有自動車損害共済(以下「自動車共済」という。)の対象外であったため、従来から民間企業が運営する自動車保険に加入(旧総務課所管、平成12年度の時点では14台加入)し、専ら区の職員が運転する車両は、掛け金の低廉な特別区共済に加入していた。 しかし、特別区協議会の組織合理化に伴う事務事業の見直しにより、平成12年度末に自動車共済が廃止されたため、平成13年度からは、全車両を民間企業の自動車保険に移行するとともに、経理課で一括して手続を行うこととした(清掃関係車両を除く)。なお、清掃関係車両は、事故率が高く、保有台数も多いことから、より迅速な対応が求められるため、所管課(荒川清掃事務所)において直接、加入手続きを行っている。その他、リース車両(総務企画課所管)は、保険の加入を含めたリース契約を締結している。				
必要性	万一の事故等に備え、自動車保険に加入することは、区財政の安定性の観点からも必要性は高い。				
実施方法	( 直営 一部委託 全部委託 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ) 自動車損害賠償責任保険(荒川区所有車の全てを加入) 委託業務名 - 自動車損害賠償責任保険契約 委託先 - あいおい損害保険㈱、東京海上日動火災保険㈱、日本興亜損害保険㈱ 自動車任意保険(塵芥車両及び運行業務委託等車両は所管課対応)(見積競争) 委託業務名 - 自動車保険(フリート契約) 委託先 - 三井住友海上火災保険㈱(H18、H19)、日本興亜損害保険㈱(H17)、 ㈱損害保険ジャパン(H13~16) 特別区有自動車損害共済 12年度末にて制度廃止(荒川区所有車のうち、専ら区職員のみが運転する車両) (委託業務名 - 特別区自動車損害共済契約 委託先 - 財団法人特別区協議会)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	2,589	2,601	1,607	1,501	1,511	1,177	1,145	
決算額(19年度は見込み)	2,146	2,079	1,147	1,142	1,070	813	1,145	
人件費					1,293	854		
【事務分担量】(%)					15	10		
合計(+)	2,146	2,079	1,147	1,142	2,363	1,667	1,145	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	2,146	2,079	1,147	1,142	2,363	1,667	1,145	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	自動車損害賠償責任保険(強制)	50	73	67	37	32	30	28
	自動車任意保険	37	36	26	24	22	14	17
	事故件数(補填状況)	0	0	0	2	1	0	
	保険金額(事故に対する支払金)	0	0	0	127,218	245,784	0	

# 事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	役務費	保険料	1,142	保険料	1,070	保険料	1,145

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（ 実施 区                      未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する。

議会議決要旨	
--------	--

# 事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	動産総合保険事務費	部課名 担当者名	管理部経理課 宮田 真理子	課長名 内線	入野 隆二 2254
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	動産総合保険(03-76-75-01)				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	56 年度	根拠	動産総合保険普通保険約款	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	計画推進のために[ ]			
	政策	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進[15]			
	施策	区有財産の適正な管理・保全[15-07]			
目的	区が所有する現金や小切手等について、保険に加入することで、輸送中及び保管中の盗難、火災などにより生じた損害を補填し、区の財政の安定的な運営に寄与する。				
対象者等	[平成18年度] (輸送分) 加入課数 16課 加入金額 3,286,964千円 保険料 115,040円 (保管分) 加入課数 14課 加入金額 130,000千円 保険料 390,000円				
内容	<p>動産総合保険は、動産保険(保管中の補償)と運送保険(輸送中の補償)とを組み合わせた新型の保険であり、補償等の内容や範囲などは、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象物 - 公金、準公金、預かり金(例： 教室参加費)</li> <li>・担保範囲 - 「物損」については、区は、加入していないため保険対象外 金銭出納員等が集金等してから、指定金融機関等へ入金するまで 支払金を指定金融機関から引き出して、各債主の最終受領まで</li> <li>・対象事故 - 火災による焼失、区の金庫に保管中の盗難、ひったくり</li> <li>・輸送中の現金 - 各債主の金銭の最終受領までを対象とし、1事故あたりのでん補限度額を限度として支払われる。</li> <li>・保管中の現金 - 区庁舎及びその他の出先機関に保管されているものを対象とし、各保管場所における保険金額(1日当たりの最高保管額)を限度として実損害額が支払われる。</li> <li>・保険料 - 保険金額1,000円あたり、輸送分0.035円、保管分3.0円</li> <li>・実施方法 - (有)共済企画センターが、加入を希望する特別区を取りまとめることで、保険料の低廉化を図っている(保険会社は(株)損害保険ジャパン。(有)共済企画センターは(株)損害保険ジャパンの取扱代理店)。</li> <li>・加入期間 - 1年(5月1日午後4時から翌年の5月1日午後4時まで)</li> </ul>				
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発足 - 昭和56年に23区共同で発足</li> <li>・現金の取扱量は給与の口座振込などにより年々減少傾向にあるが、平成13年1月より生活保護費の現金取扱いの変更により保管金が生じることとなり保険料も増加した。</li> <li>・平成13年1月より指定金融機関の現金取扱方法の変更(各被保護者毎に保護費(現金)を封入する作業を区が行うこととなり、生活保護費を前日払出す必要が生じた)により、新たに保管金が発生し、保険料も増額した。</li> <li>・保険加入額を取扱額の一律50%としていたが、平成15年度からはこれを改め加入することとした。</li> </ul>				
必要性	万一の事故等に備え、動産総合保険に加入することは、区財政の安定性の観点からも必要性は高い。				
実施方法	( 直営 一部委託 全部委託 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ) 業務名 - 動産総合保険契約 委託先 - (株)損害保険ジャパン 加入手続き - (有)共済企画センター(左記会社の代理店)				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	(単位：千円)							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	416	267	347	449	508	508	520	
決算額(19年度は見込み)	250	267	347	449	508	506	520	
人件費					862	854		
【事務分担量】(%)					12	10		
合計(+)	250	267	347	449	1,370	1,360	520	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	250	267	347	449	1,370	1,360	520	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	加入件数	1	1	1	1	1	1	1
	事故件数	0	0	0	0	0	0	0
	保険金額(事故に対する支払金額)	0	0	0	0	0	0	0

# 事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	役務費	保険料	508	保険料	508	保険料	520

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	

（問題点・課題）	<p>本保険は、現金や小切手等の公金、準公金、預かり金を対象としているので、絵画等の盗難等については、対象外である。このため、各課は必要に応じ、個別の保険に加入する等の措置を講じることとなる。経理課では、各課における財政措置や保険加入など事務処理上の対応が遅れないよう、その旨を関係課に周知徹底していく必要がある。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
<p>動産保険の保険対象となる内容や事故発生時の初期対応などを関係各課に文書により通知する。</p>	迅速な対応の強化

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する。

議会議況（要旨）	
----------	--



# 事務事業分析シート（平成19年度）

No1

<b>事務事業名</b>	本庁舎管理事務	<b>部課名</b>	管理部経理課	<b>課長名</b>	入野 隆二
		<b>担当者名</b>	吉田 憲生	<b>内線</b>	2254
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）</b>	管理委託等（03-40-33-01）、その他管理費（03-40-66-01）				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	43 年度	根拠		
<b>終期設定</b>	有 無	年度	法令等		
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	計画推進のために[ ]			
	<b>政策</b>	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進[15]			
	<b>施策</b>	区有財産の適正な管理・保全[15-07]			
<b>目的</b>	区の顔でもある本庁舎について、常に美観の向上に努め、衛生的で安全な建物であるよう管理するとともに、執務環境を良好に保つことで、行政サービスの場としての機能を維持する。				
<b>対象者等</b>	本庁舎利用者				
<b>内容</b>	<p>1 庁舎概要 鉄骨・鉄筋コンクリート造 地下1階、地上7階、塔屋2階、延床面積17,133.03㎡ 昭和43年建築</p> <p>2 委託業務          清掃業務委託.....日常清掃（リサイクル回収含む）、定期清掃、害虫駆除          巡視・警備業務委託.....巡視業務（平日昼間）3人、警備業務（平日夜間、閉庁日）3人          電話交換業務委託.....代表電話交換業務、中継台4席、5人体制、8時30分から17時30分          設備機器維持管理業務委託.....電気設備等庁舎に付帯する諸設備についての維持管理          塵芥等廃棄物搬出・処理委託...庁舎内から発生する廃棄物の搬出・処分          植込剪定等維持作業委託.....庁舎ペランダ、周辺樹木の維持管理          内線電話保守委託.....交換機、内線電話の故障、配線処理等の維持管理（週1回及び緊急時対応）          自動火災報知設備保守委託.....自動火災報知設備の外観機能点検（年2回）、総合点検（年1回）          避難器具保守委託.....避難救助袋の外観機能点検（年3回）、総合点検（年1回）          厨房排水除害設備保守.....食堂排水設備の清掃、維持管理（月1回）          駐車場管理設備保守.....ゲート式駐車場管理設備の保守点検（2か月に1回及び緊急時、夜間対応）</p>				
<b>経過</b>	昭和43年：本庁舎竣工より庁舎管理業務（清掃、警備、庁内案内等）、設備維持管理業務、内線電話保守委託等を実施 昭和63年：電話交換業務を全面委託 平成13年：庁舎案内業務委託廃止 平成15年：ゲート式駐車場管理設備設置 平成17年：庁舎管理業務を清掃、巡視・警備、電話交換の各業務委託に分割 平成18年：電話交換・設備業務・内線電話保守・排水設備保守・駐車場保守を複数年				
<b>必要性</b>	庁舎としての機能維持のため必要不可欠である。				
<b>実施方法</b>	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
		予算額	233,556	230,984	231,072	233,670	228,151	220,600
	決算額（19年度は見込み）	222,173	220,508	215,311	220,713	202,793	211,048	225,153
	人件費					11,149	5,551	
	【事務分担当】（%）					180	65	
	合計（+）	222,173	220,508	215,311	220,713	213,942	216,599	225,153
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）	7,299	8,530	12,812	14,439	13,960	16,238	15,850
	一般財源	214,874	211,978	202,499	206,274	199,982	200,361	209,303
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	電気使用料（kW）	1,947,072	1,848,000	1,641,024	1,629,494	1,632,360	1,675,848	1,772,880
	ガス使用料（㎡）	125,793	138,720	105,126	126,607	158,274	134,391	136,018
	水道使用料（㎡）	20,766	19,009	16,085	15,985	17,345	16,899	17,838

# 事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
予 算 ・ 決 算 の 内 訳	光熱水費	電気、ガス、水道	52,854	電気、ガス、水道	59,180	電気、ガス、水道	55,181
	一般需用費	消耗品、物品修繕	1,808	消耗品、物品修繕	1,470	消耗品、物品修繕	1,870
	役務費	電話料、手数料	1,810	電話料、手数料	19,314	電話料、手数料	21,209
	委託料	各業務委託	112,723	各業務委託	135,450	各業務委託	143,257
	使用料・賃借料	観葉植物等賃借	2,295	観葉植物等賃借	2,551	観葉植物等賃借	2,188
	備品購入費	シュレッダー更新他	7,012	統一什器購入	1,890	統一什器購入	1,000

指  標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	維持経費	12,040.0	11,672.3	11,694.4	12,216.3	11,000.0	経費（一般財源：円）/ 延床面積（㎡）

（問題点・課題分析）	本庁舎の維持管理に要する1㎡あたりの経費は、横ばい傾向にあり、引き続き経費の抑制に努める必要がある。
他区の実況	（ 実施 区                      未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
	平成20年度以降に取り組み具体的な改善内容
	来庁者の利便性の確保にも配慮しながら、経費の抑制を図るため、引き続き、節電や節水等の啓発を行って行くほか、IP電話の活用など新たな経費抑制の手法の検討を進める。
	改善により期待する効果 本庁舎の維持、管理費用の抑制

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	良好な行政サービスの提供を図る。

議 会 要 旨 状 況	
----------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	専門宿直員報酬	部課名	管理部経理課	課長名	入野 隆二
		担当者名	池崎 こず江	内線	2 2 5 4
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	専門宿直員報酬（03-40-33-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	63 年度	根拠	荒川区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する	
終期設定	有 無	年度	法令等	条例及び荒川区専門宿直員設置要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[ ]			
	政策	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進[14]			
	施策	窓口サービス等の充実[14-02]			
目的	区民サービスの向上を図るため、専門宿直員を配置し、平日の夜間及び休日等における戸籍、住民票、各種証明書などの申請受付や交付事務を行う。				
対象者等	平日の夜間及び休日等における戸籍、住民票、各種証明書などの申請書提出者、交付申請者				
内容	<p>1 職務                      文書の收受及び急施を要する文書の発送に関する事務                      平日電話で申込みのあった「住民票の写し」「住民税課税・非課税・納税証明書」「国民健康保険資格取得・喪失・保険料納付済証明書」「戸籍謄・抄本」「年金の現況届の証明書」「印鑑登録証明書」の交付に関する事務                      「住民票の写し」「住民税課税・非課税・納税証明書」「国民健康保険資格取得・喪失・保険料納付済証明書」「戸籍謄・抄本」「年金の現況届の証明書」「印鑑登録証明書」の申請受付に関する事務                      「出生届」「死亡届」「婚姻届」「離婚届」等の届出書の受領に関する事務                      火葬許可書の発行に関する事務                      国民健康保険証紛失者の急病・事故等に関する事務                      来庁者の応接に関すること。                      災害（小火災含む）発生時に、防災課長の指示により防災業務に従事すること。                      前各号に定めるもののほか経理課長が指示する事務</p> <p>2 身分等                      地方公務員法第3条第3項第3号及び荒川区非常勤職員規則に定める非常勤職員                      勤務時間は、4週を平均して1週につき30時間（午後5時15分から翌朝8時30分）                      任用期間は、4月1日から翌年の3月31日まで                      報酬及び費用弁償については、荒川区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び同条例施行規則に定めるところによる。</p>				
経過	昭和63年度 職員の輪番制による宿日直制度を廃止し、専門宿直員制度を実施 平成4年7月 完全土曜閉庁に伴い、2人から3人に増員し、業務の拡大を図る。 （毎週土曜日、午前9時から12時まで区民サービスコーナー設置） 平成17年4月 経理課所管となる。				
必要性	区民サービスの向上の観点から必要不可欠である。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 専門宿直員は、本庁舎の警備業務を受託した業者から推薦された者に対して委嘱を行う。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算額		6,632	6,632	6,732	6,732	6,268	6,988	7,139
決算額（19年度は見込み）		6,632	6,732	6,732	6,719	6,268	7,139	7,139
人件費						119	427	
【事務分担量】（%）						5	5	
合計（+）		6,632	6,732	6,732	6,719	6,387	7,566	7,139
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		6,632	6,732	6,732	6,719	6,387	7,566	7,139
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	報酬（月額）	175,500	175,500	175,500	175,500	174,100	174,100	178,300
	付加報酬（年額）	313,000	413,868	413,868	400,225	0	345,416	317,484
	人員	3	3	3	3	3	3	3
	取扱件数				1,910	1,904	3,069	

# 事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬（月額）	非常勤職員報酬	6,268	非常勤職員報酬	6,268	非常勤職員報酬	7,139

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（ 実施                      区                      未実施                      区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する。

議会議況（要旨）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	本庁舎営繕費	部課名	管理部経理課	課長名	入野 隆二
		担当者名	吉田 憲生	内線	2254
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	営繕費一般（03-44-33-01）、営繕費大規模（03-44-60-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	43 年度	根拠		
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[ ]			
	政策	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進[15]			
	施策	区有財産の適正な管理・保全[15-07]			
目的	老朽化等により機能の低下した建物、設備等を改修し、本庁舎の安全確保と執務環境等の維持、向上を図る。				
対象者等					
内容	建物・設備の老朽化や機能低下などの程度に応じて、計画的に改修していく。 大規模工事：防水・電気・電話・給排水・空調等の工事（営繕課に執行委任し実施） 修繕工事：大規模工事以外の工事（経理課で実施）				
経過	< 現在までの主な大規模工事 > 昭和60年度 落下防止（飛散防止）フィルム 昭和61年度～平成4年度 各階空調設備改修工事 昭和61年度～平成3年度 外壁落下防止工事 昭和63年度～平成4年度 照明器具改修工事 平成4年度～5年度 建物防水工事（東・西・北） 平成4年度～5年度 エレベータ設備改修工事 平成5年度 地下食堂改修工事と除害設備工事 平成4年度～7年度 トイレ改修工事 平成7年度～8年度 非常用発電機交換工事 平成9年度～10年度 空調用熱源改修工事 平成11年度～14年度 建物防水工事（東・西・北・塔屋） 平成11年度 UGS装置設置工事 平成12年度～13年度 照明器具改修工事 平成13年度 厨房排気ダクト改修工事 平成14年度 電話交換機等改修工事 平成15年度 コンピュータ室電気・空調改修工事 平成15年度～19年度（完了予定） 給排水管改修工事 平成16年度 建物防水工事（2階ベランダ） 平成17年度 議場・大会議室・各階天井改修工事（～18年度まで） 平成18年度 1・2階レイアウト変更工事・廊下床改修工事				
必要性	建物の安全性、執務環境等の維持のため必要不可欠である。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
		予算額	38,507	75,539	94,821	53,142	95,384	199,255
	決算額（19年度は見込み）	33,302	70,484	67,012	46,888	81,695	195,348	127,569
	人件費					5,765	5,551	
	【事務分担当】（%）					85	65	
	合計（+）	33,302	70,484	67,012	46,888	87,460	200,899	127,569
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	33,302	70,484	67,012	46,888	87,460	200,899	127,569
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	[経過欄参照]							



# 事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		一般需用費	家屋修繕	7,999	家屋修繕	6,881	家屋修繕
工事請負費	排水管改修他	78,319	排水管改修他	188,467	排水管改修他	119,569	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標							

（問題点・課題）	<p>本庁舎は、竣工から約40年が経過し、躯体の老朽化が進んでいる。また、主要な設備や機器の改修を進めてきたが、全般的に耐用年数を経過した設備等が多い。</p> <p>さらに、現状では、本庁舎の耐震強度が基準を下回っているため、早急に耐震補強工事を実施するとともに、今後とも、躯体、設備機器について、計画的、定期的な大規模な改修を行っていく必要がある。</p>
他区の実況	（ 実施 区                      未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	本庁舎の耐震補強工事の実施に向けた検討を行う。	震災時における来庁者や職員の安全を確保する。
	本庁舎の施設等の点検を行い、大規模改修計画の策定に向けた検討を行う。	老朽化に伴う本庁舎の躯体や設備、機器のトラブル発生を未然に防止する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
A	A	本庁舎の安全性や機能を確保は必須であり、その優先度は高い。

議（要旨）	<p>議（要旨）</p>
-------	--------------

# 事務事業分析シート（平成19年度）

No1

<b>事務事業名</b>	庁舎等資源再利用推進事業	<b>部課名</b>	管理部経理課	<b>課長名</b>	入野 隆二
		<b>担当者名</b>	林 外喜夫	<b>内線</b>	2254
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）</b>	庁舎資源再利用事業費（03-41-10-01）				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	2 年度	根拠		
<b>終期設定</b>	有 無	年度	法令等		
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	環境先進都市[ ]			
	<b>政策</b>	地球環境を守るまちの実現[07]			
	<b>施策</b>	環境配慮活動の推進[07-01]			
<b>目的</b>	地球環境に配慮した循環型社会づくりを目指し、庁舎や区施設から発生する資源ごみを分別・収集し、資源の節約やごみの減量を図る。				
<b>対象者等</b>					
<b>内容</b>	本庁舎や各種の区施設に資源回収容器（リサイクルボックス等）を設置し、紙・空缶・空びん・ペットボトル・乾電池を分別回収している。 資源回収容器設置施設...本庁舎、北庁舎、区立幼稚園、区立小・中学校、図書館、区民事務所、ひろば館、ふれあい館、福祉施設など117施設				
<b>経過</b>	平成2年 8月...庁舎内に資源回収容器（リサイクルポスト等）を設置し、紙・空缶・空びん・乾電池の分別回収開始 平成3年 4月...庁舎外の区施設127か所に拡大。各施設において資源ごみを分別し、回収・選別等を業者委託により実施 平成3年10月...東京都が「大規模建物における事業係廃棄物に関する指導要綱」を策定。ごみの発生抑制と再利用・資源化を促進するため、事業者「計画の作成」と「実績の報告」を義務付け、事業者の責任をより明確化 平成10年4月...紙類の処理業務が収入役室から総務課に移管。ペットボトルの回収（区施設のみ）を開始 平成12年1月...全庁舎に資源・廃棄物のさらなる分別収集を徹底するため、マニュアル「資源・廃棄物の分別収集」を作成し配付。庁舎内のペットボトルの回収を開始 平成14年5月...新たに「資源・廃棄物の分別収集マニュアル」を作成し、改めて分別を徹底				
<b>必要性</b>	地球環境の保護や循環型社会づくりの推進のため、区は、事業者として、率先してリサイクル活動に取り組む必要がある。				
<b>実施方法</b>	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 資源ごみの回収・選別等の業務を業者に委託して実施 <平成18年度> 資源再利用処理委託...相手方：荒川区リサイクル事業協同組合、契約金額：5,390,360円				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	6,592	6,221	5,812	5,790	5,790	5,850	6,354	
決算額（19年度は見込み）	5,253	5,593	5,412	5,642	5,558	5,472	6,354	
人件費					86	427		
【事務分担量】（%）					2	5		
合計（+）	5,253	5,593	5,412	5,642	5,644	5,899	6,354	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	5,253	5,593	5,412	5,642	5,644	5,899	6,354	
<b>実績の推移</b>	<b>事項名</b>	<b>13年度</b>	<b>14年度</b>	<b>15年度</b>	<b>16年度</b>	<b>17年度</b>	<b>18年度</b>	<b>19年度</b>
	紙（庁内）	85,530	95,700	69,290	82,260	88,680	102,660	91,200
	〃（庁外）	169,110	164,570	166,230	168,120	172,400	192,025	177,600
	空缶（庁内）	1,960	1,860	1,815	1,678	1,605	1,450	1,600
	〃（庁外）	8,360	9,293	8,605	8,446	8,162	8,640	8,500
	空ビン（庁内）	1,460	1,614	1,591	2,186	1,859	1,420	1,900
	〃（庁外）	6,220	5,302	4,521	4,489	4,280	4,548	4,500
	ペットボトル（庁内）	1,020	1,540	2,212	2,661	3,050	3,030	3,000
	〃（庁外）	5,428	5,345	5,505	5,624	5,360	4,375	5,200
	参考							
	庁内廃棄ごみ（可燃）	107,330	107,370	108,330	103,670	97,190	50,983	84,000
	〃（不燃）	10,115	10,445	9,595	16,670	26,580	17,852	20,400

# 事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	消耗品費（ポリ袋）	74	消耗品費（ポリ袋）	82	消耗品費（ポリ袋）	92
	委託料	回収・資源化業務	5,274	回収・資源化業務	5,390	回収・資源化業務	5,779
	"	乾電池	210	乾電池	0	乾電池	483

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	庁舎の全廃棄物に占める再利用率	42.5%	43.5%	61.2%	61.3%	65.0%	廃棄している紙類等を再利用にまわすとともに、不燃ごみの削減と再利用率を高める。

（問題点・課題分析）	<p>1 これまでのリサイクルの取り組みや廃棄物、再資源化物の数量の推移等をもとに、現行の分別マニュアルの見直し検討を進める必要がある。</p> <p>2 分別マニュアルの徹底を含め、リサイクルに対する職員の意識の醸成を再度、図っていく必要がある。</p>
他区の実況	（ 実施 区                      未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
リサイクルの取り組みに関する庁内連絡会の設置	分別マニュアルの改訂を含め、本庁舎におけるリサイクルのあり方等についての検討を進めるとともに、連絡会活動を通して、リサイクルへの取り組みに関する職員の意識を醸成する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する。

議会議決（要旨）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	不動産評価鑑定事務費	部課名	管理部経理課	課長名	入野 隆二						
		担当者名	嶋林 隆彦	内線	2 2 5 3						
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	不動産評価鑑定（03 72 50 01）										
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業							
開始年度	昭和 平成	53 年度	根拠	不動産鑑定法、公共事業に係る不動産鑑定報酬							
終期設定	有 無	年度	法令等	基準、不動産鑑定評価基準、不動産登記法等							
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画						
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[ ]									
	政策	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進[15]									
	施策	区有財産の適正な管理・保全[15-07]									
目的	不動産の取得、処分、交換、貸付等を行うにあたり、適正な価格を算定する。										
対象者等											
内容	<p>[ 価格決定の手順 ]</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">対象物件の範囲の決定</td> <td style="width: 50%;">土地の境界確定、測量の実施</td> </tr> <tr> <td>対象物件の価格の決定</td> <td>不動産鑑定評価額の提示、荒川区財産価審議会答申</td> </tr> <tr> <td>価格の決定対象物件の移転料等の決定</td> <td>建物等調査、補償額算定、荒川区損失補償調査委員会答申</td> </tr> </table>					対象物件の範囲の決定	土地の境界確定、測量の実施	対象物件の価格の決定	不動産鑑定評価額の提示、荒川区財産価審議会答申	価格の決定対象物件の移転料等の決定	建物等調査、補償額算定、荒川区損失補償調査委員会答申
対象物件の範囲の決定	土地の境界確定、測量の実施										
対象物件の価格の決定	不動産鑑定評価額の提示、荒川区財産価審議会答申										
価格の決定対象物件の移転料等の決定	建物等調査、補償額算定、荒川区損失補償調査委員会答申										
経過	<p>[不動産鑑定評価業務]</p> <p>平成15年度まで 特命による随意契約</p> <p>平成16年度以降 見積り競争による随意契約</p> <p>平成19年度より当該予算を「用地取得事務費」に統合</p>										
必要性	不動産鑑定評価書は、不動産の取得、処分、交換、貸付等を行う際に不可欠であり、荒川区財産価格審議会への付議に際しては、参考資料として添付することとなっている。また、測量業務は、区有地の売却を行う際に必須である。										
実施方法	<p>（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">不動産鑑定委託(役務費)</td> <td style="width: 50%;">主管課契約(見積競争による随意契約)</td> </tr> <tr> <td>測量調査委託(委託料)</td> <td>契約課契約(見積競争による随意契約)</td> </tr> <tr> <td>補償額調査算定委託(委託料)</td> <td>契約課契約(見積競争による随意契約)</td> </tr> </table>					不動産鑑定委託(役務費)	主管課契約(見積競争による随意契約)	測量調査委託(委託料)	契約課契約(見積競争による随意契約)	補償額調査算定委託(委託料)	契約課契約(見積競争による随意契約)
不動産鑑定委託(役務費)	主管課契約(見積競争による随意契約)										
測量調査委託(委託料)	契約課契約(見積競争による随意契約)										
補償額調査算定委託(委託料)	契約課契約(見積競争による随意契約)										

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	4,181	5,321	3,059	3,132	3,690	4,811		
決算額（19年度は見込み）	1,980	3,480	2,576	1,938	3,080	1,215		
人件費					4,310	2,989		
【事務分担量】（%）					50	35		
合計（+）	1,980	3,480	2,576	1,938	7,390	4,204	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	1,980	3,480	2,576	1,938	7,390	4,204	0	
実績の推移								
	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	不動産鑑定	4	4	3	5	5	2	
	測量			2	0	1	0	
	損失補償調査				0	1	0	

# 事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		手数料	不動産鑑定手数料	1,639	不動産鑑定手数料	1,215	「用地取得事務費」に統合
調査委託	測量、損失補償算定	1,442					

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	不動産鑑定委託	5件	5件	2件			事務事業の性質により指標設定が困難ため、不動産鑑定件数とした。

（問題点・課題）	<p>不動産鑑定評価の依頼先は、平成15年度まで随意契約で行ってきたが、平成16年度以降、見積競争による業者選定に変更した。この見積競争による業者選定は、契約金額の削減が見込めるメリットがあり、実績的にも、かなりのコストダウンが図られている。</p> <p>しかしながら、公共用地取得等のための鑑定評価は、評価手法、方向性等の面で、不動産鑑定士とのより綿密な打合せを通して、確認、調整作業等を行うことにより、鑑定書の品質の保持に努めなければならない。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	不動産鑑定評価の仕様内容等の見直し。	見積競争の結果として鑑定委託料の低廉化に伴う、成果品（鑑定書）の品質の低下防止

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する（予算科目は「用地取得事務費」に統合）。

（状況）	
------	--



# 事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	用地取得事務費	部課名 担当者名	管理部経理課 中村 隆	課長名 内線	入野 隆二 2251
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	用地取得事務費（03-74-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	62 年度	根拠	都市計画法	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[ ]			
	政策	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進[15]			
	施策	区有財産の適正な管理・保全[15-07]			
目的	公共施設の整備等に要する用地を取得するため、土地所有者その他の関係人と折衝を行い、必要な用地を取得する。				
対象者等	土地所有者・借地人（建物等の所有者）・借家人				
内容	<p>&lt;土地鑑定委託&gt;                      用地取得に必要な土地の適正価格を求めるための参考とするため、土地鑑定を委託する。土地価格は、鑑定価格を参考に地価公示法に基づく標準地の価格、近傍類似地の取引価格を基準とし、その他土地価格形成上の諸要素を総合的に評価した上、荒川区財産価格審議会の評定を受け決定している。そのため、土地鑑定委託は、価格決定の重要な要素となっている。</p> <p>&lt;物件調査委託&gt;                      買収する土地の上にある物件移転のための補償額を算定するため、物件調査を委託する。なお、前回調査後1年以上経過した営業調査、非木造建物の移転料については、再調査、再算定委託を折衝の進捗にあわせて行っている。</p> <p>&lt;その他&gt;                      都市計画道路以外の施設用地は、必要に応じて、その都度、土地鑑定委託を実施している。</p>				
経過	昭和62年度 用地測量開始(306号線 ) 平成元年度 事業認可(306号線 ) 平成2年度 用地測量(107号線・306号線 ) 平成3年度 事業認可(107号線 ) 平成5年度 事業認可(306号線 ) 用地測量(107号線 ) 平成7年度 事業認可(107号線 ) 平成9年度 用地測量(321号線 )	平成10年度 供用開始(306号線 ) 事業認可(321号線 ) 平成14年度 用地測量開始(331号線 ) 供用開始(321号線 )・事業認可(321号線 ) 平成15年度 供用開始(306号線 ) 平成16年度 供用開始(306号線 ) 平成18年度 供用開始(107号線 )			
必要性	まちづくりの根幹を担う都市計画道路の整備は、地域の活性化、交通渋滞や事故の減少、経済効果、防災性の向上等に大きく寄与するものであり、整備事業の中で用地取得は、重要な要素である。				
実施方法	( 直営 一部委託 全部委託 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ) 用地買収における折衝業務、契約及び支払等は、直営で実施。測量業務、土地鑑定及び物件調査については、専門業者に委託し実施している。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算額		24,426	40,475	51,371	21,349	5,136	10,064	11,500
決算額（19年度は見込み）		15,932	27,151	9,926	8,866	2,356	2,948	11,500
人件費						52,145	36,295	
【事務分担量】（%）						605	425	
合計（+）		15,932	27,151	9,926	8,866	54,501	39,243	11,500
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		15,932	27,151	9,926	8,866	54,501	39,243	11,500
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	用地取得箇所(件)	34	10	6	9	7	4	8
	用地取得面積(m <sup>2</sup> )	724	320	1,419	1,280	9,933	1,135	3,373

# 事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	職員旅費	近接地内旅費	94	近接地内旅費	48	近接地内旅費	140
	一般需用費	消耗品購入	447	消耗品購入	438	消耗品購入	500
	役務費	土地鑑定委託	720	土地鑑定委託	637	土地鑑定委託	6,428
	委託料	物件調査算定委託	1,080	物件調査算定委託	1,809	物件調査算定委託	4,373
	負担金等	用対連会費	15	用対連会費	15	用対連会費	59

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	補助107号線用地の取得率	92.12%	92.59%	93.58%	100.00%	100.00%	取得面積 / 取得対象面積（目標年次：19年度）
	補助321号線用地の取得率	6.30%	9.07%	9.07%	18.90%	100.00%	取得面積 / 取得対象面積（目標年次：20年度）

（問題点・課題）	<p>用地買収を必要とする土地のうち、107号線にかかる未買収地は、1画地（約240㎡、権利者3人）であり、19年度中の収入手続の開始を考慮に入れながら準備を進めている。また、321号線の未買収地5画地（約8,400㎡、権利者3法人）については、このうちの約79%の土地を占める法人の土壌汚染対策の協議が難航しており、事業の見直しを検討する必要がある。</p>
他区の実況	<p>（実施 19 区 未実施 3 区）（ただし、都市計画道路の用地取得）</p> <p>未実施区：千代田区、中央区、新宿区</p>

問題点・課題の改善策検討	
	改善により期待する効果
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	
補助321号線の事業認可が平成20年度で満了を迎えることから、道路課との連携を緊密にして、事業計画の見直し等の状況を確認しながら権利者との折衝を進める。	事業計画の見直しの状況を踏まえた折衝の実施

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	A	区の施設計画を踏まえ取り組みを強化・推進する。

（状況）	<p>107号線関係 ・13年三定（決算特別委員会、小坂区議）...道路予定地の有効活用については、何年も前から指摘しているが実施していない。</p>
------	---

# 事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	公有財産調査管理事務費	部課名	管理部経理課	課長名	入野 隆二	
		担当者名	高橋 幸久	内線	2 2 5 3	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	公有財産調査管理事務費（03-80-33-01）					
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成	39 年度	根拠	地方自治法、荒川区公有財産管理規則		
終期設定	有 無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画	
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[ ]				
	政策	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進[15]				
	施策	区有財産の適正な管理・保全[15-07]				
目的	公有財産の適正な管理及び財産の取得・処分に伴う調査等の実施					
対象者等	公有財産	所 管	土地（㎡）	建物（㎡）		
	行政財産	各部所管	509,513	383,360		
	普通財産	各部所管	36,910	18,686		
		経理課所管	8,631	5,258		
		内訳	ラングウッド	2,747	スポーツ施設	1,900
			南千住寮	1,285	旧道灌山中	626 他7件
			旧ふれあい広場	1,361	他11件	
					*平成19年3月末日現在	
内容	<p>1 公有財産管理の総合調整                  区の公有財産が望ましい状態で維持、保存されているか等、公有財産管理の総合調整を行う。                  （1）公有財産の管理について、必要に応じて報告を求め、管理状況を調査し、必要な措置を講ずる。                  （2）公有財産の事務の統一的処理を確保する。</p> <p>2 公有財産の取得及び処分                  公有財産（他の部に属するものを除く）の取得及び処分並びにそれに伴い必要となる調査等を行う。</p> <p>3 普通財産の管理                  普通財産（他の部に属するものを除く）を良好な状態で維持、保存するとともに、適正な時価により評定した額で貸し付けるなどの運用を行う。</p> <p>4 その他                  民有地の借受けに伴う賃借料を支出する。</p>					
経過						
必要性	公有財産を常に良好の状態に管理し、所有の目的に応じた公正かつ効率的な運用のためには必須					
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 行政財産の目的外使用許可 使用許可申請 所管課受理 公有財産管理運用委員会の承認（管理部長承認通知） 使用許可 普通財産の貸付け 貸付の方針 公有財産管理運用委員会の承認 貸付契約 貸付開始 取得（買入れ） 用地情報 調整会議 調査 用地選定委員会 取得方針の策定 地権者と交渉 測量 財産価格審議会（価格決定）（議会議決） 売買契約 用地取得 処分（売払い） 調査検討 公有財産管理運用委員会の承認 処分の方針 財産価格審議会（価格決定）（議会の議決） 用途廃止 売買契約 売払い					

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	9,313	9,626	25,432	14,712	14,497	20,021	16,070	
決算額（19年度は見込み）	8,847	9,147	19,311	6,105	7,335	15,631	16,070	
人件費					9,481	9,394		
【事務分担量】（%）					110	110		
合計（+）	8,847	9,147	19,311	6,105	16,816	25,025	16,070	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	2,296,387	438,590	44,443	35,706	83,121	171,255	202,670	
一般財源	-2,287,540	-429,443	-25,132	-29,601	-66,305	-146,230	-186,600	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	普通財産土地規模（㎡）	16,567	7,757	7,038	7,038	7,952	8,631	
	普通財産土地価格	890,935	1,154,842	819,972	819,972	854,195	983,608	
	普通財産建物規模（㎡）	5,314	3,474	4,627	4,627	4,627	5,258	
	普通財産建物価格	1,269,296	772,071	1,042,251	1,042,251	1,042,251	1,085,169	

# 事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	職員旅費	44	八ヶ岳調査（2人）	45	八ヶ岳調査（2人）	53	
	光熱水費	1,024	旧道中4階光熱水費	1,121	旧道中4階光熱水費	1,380	
	一般需用	314	図書・消耗品購入	276	図書・消耗品購入	381	
	〃	794	スポーツ施設修繕費	505	スポーツ施設修繕費	2,812	
	役務費	19	旧道中受水槽清掃他	18	旧道中受水槽清掃他	19	
	委託料	112	旧道中樹木剪定他	219	旧道中樹木剪定他	296	
	使用料	5,031	土地賃借料	5,031	土地賃借料	5,152	
	工事請負		スポーツ施設改修工事	3,990			
	負担金		サニ－ホール駐車場負担	4,428	サニ－ホール駐車場負担	5,977	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	公有財産管理運用委員会活動状況	8回	7回	13回			開催回数
	普通財産土地規模 (m <sup>2</sup> )	42,512	42,512	45,541			土地面積の推移
	普通財産(土地)有効活用率 (%)	96.80	96.80	95.52			(貸付 + 運用) / 全体面積
	普通財産建物規模 (m <sup>2</sup> )	23,313	23,313	23,944			建物面積の推移
	普通財産(建物)有効活用率 (%)	99.13	99.13	96.52			(貸付 + 運用) / 全体面積

(問題点・課題) 指標分析	<p>1 旧ふれあい広場等の未利用施設の活用については、未利用施設活用検討委員会を組織し、より有効な活用方法の検討を行ってきた。今後、検討結果の取りまとめとその内容に沿った施設の具体的な利用（売却等を含む）を進めていく必要がある。</p> <p>2 公有財産管理運用委員会の効率的、効果的な運営を行うため、公有財産管理運用規則によらない区有財産の使用許可（道路占用規則、公園条例等）の事案を含め、公有財産管理運用委員会への付議及び付議省略の基準並びに付議方法（議案ではなく、報告として取り扱う案件を含む）の見直し等を行った上で、付議手続に関する要領等を設けるなど、取り扱いの統一化を図る必要がある。</p> <p>3 区施設への各種自動販売機の設置については、現在の状況やこれまでの経緯等にも配慮の上、許可基準を明確にする必要がある。</p>
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	公有財産管理運用委員会の付議・付議省略の基準及び付議方法を見直し、付議手続に関する要領等を制定する。	付議等に関する基準の明確化により、公有財産管理運用委員会の効率的、効果的な運営を図るとともに、その取り扱いの統一化を図る。
	区施設等における各種自動販売機の設置に関する許可基準を設定する。	行政財産の目的外使用許可のうち、区としての安定化な収入の確保にも考慮しつつ、各種自動販売機の設置に関する公平で公正な基準を確立する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
A	A	遊休施設の有効活用を図っていく。

議会議問状 (要旨)	
---------------	--



# 事務事業分析シート（平成19年度）

No1

<b>事務事業名</b>	財産価格審議会事務費	<b>部課名</b>	管理部経理課	<b>課長名</b>	入野 隆二
		<b>担当者名</b>	嶋林 隆彦	<b>内線</b>	2253
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）</b>	荒川区財産価格審議会事務（03 80 66 01）				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	53 年度	<b>根拠法令等</b>	荒川区財産価格審議会条例（昭和53年7月1日制定）	
<b>終期設定</b>	有 無	年度			
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	計画推進のために[ ]			
	<b>政策</b>	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進[15]			
	<b>施策</b>	区有財産の適正な管理・保全[15-07]			
<b>目的</b>	公有財産の管理及び処分並びに財産の取得及び借入に関し、適正な価格及び料金を評定する。				
<b>対象者等</b>	公有財産現在高（平成19年3月31日現在） 行政財産（土地）509,513.13㎡（建物）383,359.99㎡ 普通財産（土地）45,540.66㎡（建物）23,944.06㎡ 計 555,053.79㎡ 407,304.05㎡				
<b>内容</b>	審議会は、不動産の価格、地上権等の価格、賃料などを評定する。 ・ 組織 8人以内 うち学識経験者5人以内（現在は、不動産鑑定士3人、東京都荒川都税事務所長、元東京都財務局財産運用部長） うち区職員 3人（副区長、管理部長、都市整備部長） ・ 任期 2年（ただし、再任を妨げない） ・ 定数 委員過半数の出席で開会、出席委員の過半数で議決（同数の場合は会長が決定）  なお、荒川区財産価格審議会の付議を省略できるものに関する規程（昭和53年訓令甲第16号）に定められた価格、賃料等については、当審議会への付議を省略できていることとなっている。				
<b>経過</b>	委員の報酬（平成8年10月15日改正） 18,800円 会長22,100円、委員19,800円に変更				
<b>必要性</b>	区有財産の管理及び処分並びに財産の取得及び借入を適正に行うためには、適正な価格等の評定を行う当審議会が必要不可欠である。				
<b>実施方法</b>	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） <事務の流れ> 主管課からの審議会付議依頼 諮問の決定 審議会へ諮問 審議会開催、審議、議決 答申を区長へ報告 評定書を主管課へ送付				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	640	636	656	654	544	544	544	
決算額（19年度は見込み）	255	211	251	449	295	232	544	
人件費					4,310	4,697		
【事務分担量】（%）					50%	55%		
合計（+）	255	211	251	449	4,605	4,929	544	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	255	211	251	449	4,605	4,929	544	
<b>実績の推移</b>	<b>事項名</b>							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
開催回数	4	3	3	5	4	4		
議案数	13	9	7	17	9	7		



# 事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委員報酬	外部委員報酬	287	外部委員報酬	225	外部委員報酬	507
	特別旅費	外部委員旅費	5	外部委員旅費	4	外部委員旅費	25
	食糧費	審議会賄（飲料）	4	審議会賄（飲料）	3	審議会賄（飲料）	12

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	財産価格審議会の開催回数	5回	4回	4回			事務事業の性質により指標設定が困難ため開催回数とした。

（問題点・課題 指標分析）	<p>荒川区内の地価の動向は、平成4年以降大幅な下落を続けてきたが、近年においては下落幅が緩やかになり、横ばい傾向となっていた。平成18年に入り、地価は上昇へと転じ、平成19年には全用途地域平均で10%程度の上昇傾向を示している。</p> <p>これにより、次のような問題点等があげられる。</p> <p>（1）審議会の評価内容は、土地の場合、公示価格や東京都基準地価格を基準として、取引事例地との比較により評価額を得る路線価式評価法である。一方、公示価格等は年1回の公示であるため、実際の取引価格とは若干の乖離が生じる傾向があり、現在、その傾向が強まりつつある。</p> <p>（2）前記のとおり、現在、地価が大幅に上昇しており、標準時点修正率の判定が困難性を増しているとともに、価格評価の大きな要素となっている。</p>
他区の実況	（実施 19 区                      未実施 3 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組み具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する。

議会議決 （要旨） 状況	
--------------------	--

# 事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	土地開発公社事務	部課名	管理部経理課	課長名	入野 隆二
		担当者名	中村 隆	内線	2251
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	荒川区土地開発公社事務（事務費03-84-33-01）、（貸付金03-84-66-01）、（運営資金貸付金返還金000501）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	63 年度	根拠	公有地の拡大の推進に関する法律	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[ ]			
	政策	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進[15]			
	施策	区有財産の適正な管理・保全[15-07]			
目的	荒川区土地開発公社は、「公有地の拡大の推進に関する法律」第10条に基づき、区が全額出資をして設立した民法上の特別法人であり、区の依頼に基づく公共用地等の取得及び処分の実施を目的としている。				
対象者等	荒川区土地開発公社が取得、処分、管理する次の土地 道路 公園または緑地 その他の公共施設または公用施設の用に供する土地				
内容	<p>1 荒川区の依頼に基づく公共用地等の取得・処分等</p> <p>2 荒川区の経費負担（根拠規程：荒川区土地開発公社運営費負担金交付要綱・昭和63年4月18日施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営費負担金（土地開発公社の事務費相当額を補助） 年度当初、荒川区土地開発公社から交付申請を受け、交付決定後支出し、年度終了時に不要額について歳出戻入する。</li> <li>・ 運営資金貸付金及び返還金 荒川区土地開発公社が公共用地等を取得するために、金融機関から借り入れた借入金の利息相当分（一部元金を含む）を、区が荒川区土地開発公社から買い戻すまでの間、土地開発公社運営資金として無利子にて貸し付ける（貸付期間5年）。貸付にあたり、荒川区土地開発公社と運営資金貸付契約書を締結する。</li> </ul>				
経過	昭和63年度より「荒川区土地開発公社定款」を定めて実施 ・ 金利変更基準日（年2回）における借入利率の見直し ・ 金融機関の合併時における融資分担割合の見直し				
必要性	用地買収を行うにあたり、補助金の執行や区の財政措置の時期にかかわらず、地権者の意向に対し迅速かつ柔軟な対応が可能となる。				
実施方法	<p>（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）</p> <p>経理課管財用係及び道路課測量係の職員が、公社職員を兼務し業務を執行している。</p> <p>事務の流れ 所管課から経理課への取得依頼に基づき、経理課において財産価格審議会や損失補償調査委員会での審議を経て、公社に取得依頼を行う。その後、公社が先行取得（地権者に支払う土地代金等は金融機関から借入）し、後日、区が国庫補助金等を申請し、公社から買い戻す制度である。</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	83,475	54,898	74,396	14,446	27,546	60,578	190,510	
決算額（19年度は見込み）	54,251	41,350	22,136	2,773	12,287	43,669	190,510	
人件費					15,083	8,113		
【事務分担量】（%）					175	95		
合計（+）	54,251	41,350	22,136	2,773	27,370	51,782	190,510	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	54,251	41,350	22,136	2,773	27,370	51,782	190,510	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	取得件数（件）	34	10	6	9	7	4	8
	取得面積（㎡）	723.96	320.02	1,419.23	1,280.41	9,932.85	1,135.00	3,373.00

# 事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	土地開発公社事務費	453	土地開発公社事務費	708	土地開発公社事務費	1,136
貸付金	公社が金融機関に支払う利息及び元金	11,834	公社が金融機関に支払う利息及び元金	42,916	公社が金融機関に支払う利息及び元金	189,374	
貸付金 返還金	土地開発公社に対する貸付金の返還金	1,327	土地開発公社に対する貸付金の返還金	6,288	土地開発公社に対する貸付金の返還金	59,814	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	取得件数	7件	7件	4件	8件		土地開発公社での取得件数
	売却件数（売却先は区）	5件	4件	6件	5件		売却件数（同上）
	年度末公社土地保有件数	4件	7件	5件	8件	0件	年度末土地保有件数（同上）

（問題点・課題 指標分析）	<p>都市計画道路等の整備事業も終盤を迎え、区の土地開発公社に対する取得依頼は年々減少してきている。しかしながら、道路拡幅事業や密集事業を抱えている区としては、地権者に対しての適時対応や事務処理の効率化、補助金交付申請の時期、金利の負担など案件ごとの事情等を十分に考慮しながら、今後とも、区による直買だけでなく、土地開発公社による土地の先行取得（その後、区が買い戻し）を行っていく必要がある。</p>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 20 区 未実施 2 区）</p> <p>土地開発公社の設置なしは2区（千代田区、江戸川区）</p>

問題点・課題の改善策検討	
	平成20年度以降に取り組み具体的な改善内容
	<p>道路用地を除いた施設用地の取得については、公社の先行取得に依頼せず、補正予算等を成立させるなどして、区からの直買に移行する。</p>
	<p style="text-align: center;">改善により期待する効果</p> <p>金融機関からの借入れに伴う利息の支払いの削減を図る。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する。

議会議決要旨 （要旨）	
----------------	--

# 事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	検査事務費	部課名	管理部経理課	課長名	入野 隆二
		担当者名	猪瀬 倶宏	内線	2255
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	検査事務費（03-52-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	39 年度	根拠	地方自治法234条の2、荒川区契約事務規則68条	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[ ]			
	政策	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進[14]			
	施策	事務の適正・公正な執行[14-03]			
目的	地方公共団体が締結した工事等の請負契約または物品の購入契約等について、契約の適正な履行を確保するため、あるいは給付の完了を確認するため検査を実施する。				
対象者等	検査系の処理件数（平成18年度）...印刷製本、備品・消耗品、工事、その他（計555件）				
内容	<p>1 検査員の職務 検査員は契約書、仕様書及び設計書その他関係図書に基づき、当該給付の内容について検査を行う。</p> <p>2 検査の時期及び方法 契約の相手から契約内容に従った給付を終了した旨の通知を受けた日から、工事については14日以内、その他は10日以内に行わなければならない。検査の方法は契約書、仕様書、設計書その他に基づいて行う。</p> <p>3 監督 履行後の検査では、適正な履行がなされたか否かの確認が困難である場合、主管課で監督員を指定し、履行過程での立会い、適正な履行の確保をする。監督員は、経理課の検査では必ず立会うととおもに、検査について意見を述べるができる。</p>				
経過	<p>（主な改善事項）</p> <p>1 契約事務の簡素化、効率化のため契約・検査の権限の一部を主管課に移譲した。移譲の内容は以下のとおり。                  主管課で契約、主管課で検査                  経理課で契約、主管課で検査</p> <p>2 工事成績評定制度の導入（平成19年1月から試行開始。19年10月から本格実施の予定）</p>				
必要性	有				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	349	268	207	209	7,423	9,836	156	
決算額（19年度は見込み）	144	246	123	152	6,993	9,294	156	
人件費					22,004	25,620		
【事務分担量】（%）					400	300		
合計（+）	144	246	123	152	28,997	34,914	156	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	144	246	123	152	28,997	34,914	156	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	物品検査	387	194	188	249	201	227	
	工事検査	278	231	280	237	253	287	
	その他の検査	87	75	44	45	30	41	
	合計	752	500	512	531	484	555	

# 事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	職員旅費	グリーンパール那須出張検査他	38	グリーンパール那須出張検査他	24	グリーンパール那須、清里、下田出張検査他	100
	一般需用費	図書購入他	53	図書購入他	53	図書購入他	56

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	物品・工事・その他検査	531件	484件	555件			事務事業の性質により指標設定が困難なため検査件数とした。

（問題点・課題分析）	<p>業者を取り巻く厳しい状況をふまえ、履行後の代金支払いを早期（工事契約は40日以内）に行うためには、履行後の早期検査が必要であり、事前の検査日程等の調整に努めている。とりわけ、毎年度末に履行期限が集中（平成18年度3月期は全体の30%が集中）するため、その対策として、検査体制の整備に努める必要がある。あわせて、主管課の発注計画において、早期発注と発注の平準化を徹底するため協力を要望していく。</p>
他区の実況	（ 実施 区                      未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する。

議会議決（要旨）	
----------	--



# 事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	入札・契約制度の見直し	部課名	管理部経理課	課長名	入野 隆二
		担当者名	奥野 憲昭	内線	2261
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	契約事務費（03-48-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	16 年度	根拠	地方自治法施行令第167条～第167条の17、公共工事	
終期設定	有 無	年度	法令等	の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[ ]			
	政策	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進[14]			
	施策	事務の適正・公正な執行[14-03]			
目的	区が発注する契約の公正性や公平性、透明性を向上させるとともに、事業者による適正な競争を担保することを目的として、これまでの指名競争入札を主体とした発注から一般競争入札を基本とした発注への移行、入札や契約に関する情報の公開の推進など、入札・契約制度の見直しを進める。				
対象者等	一般区民、入札参加有資格者（登録事業者）				
内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 制限付き一般競争入札を基本とする発注への移行</li> <li>2 見積競争にかかる公募方式の適用</li> <li>3 区内事業者要件（支店、営業所）の厳正なチェック</li> <li>4 最低制限価格や低入札価格調査制度の活用</li> <li>5 入札・見積競争の結果の公表</li> <li>6 契約関係諸規定の公表</li> <li>7 入札等参加停止などの処分情報の公開</li> <li>8 全庁的に統一された契約事務の執行</li> </ol>				
経過	区では、区が発注する契約について、公平性や公正性、透明性が十分に確保され、かつ、事業者による適正な競争性が担保されていることは、区民に信頼される区政運営を行っていくうえで基本的な事項と認識し、不正、不適切な行為が起きにくい入札・契約制度づくりを進めてきた。				
必要性	区民に信頼される区政運営を行っていくうえで、公平、公正で透明性の高く、不正や不適切な行為が起きにくい入札・契約制度づくりが求められている。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）				

		（単位：千円）						
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算・決算額等の推移	予算額				477	10,021	10,181	10,175
	決算額（19年度は見込み）				251	9,440	9,508	10,175
	人件費					60,333	59,780	
	【事務分担量】（%）					700	700	
	合計（+）	0	0	0	251	69,773	69,288	10,175
	国（特定財源）							
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	251	69,773	69,288	10,175	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	契約制度の見直し項目数（30項）				16	24	27	28
	情報公開の項目数（34項目）				15	32	33	33

# 事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	職員旅費	近接地内旅費	15	近接地内旅費	7	近接地内旅費	16
	一般需用	契約事務用消耗品	289	契約事務用消耗品	273	契約事務用消耗品	326
	報酬	非常勤職員報酬	8,166	非常勤職員報酬	8,254	非常勤職員報酬	8,703
	共済費	非常勤職員社会保険	929	非常勤職員社会保険	948	非常勤職員社会保険	1,049
	役務費	資格審査受付用通信	41	電子入札案内通信費	25	電子入札案内通信費	81

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	契約制度の見直しの進捗率	53.3%	80.0%	90.0%	93.3%	100.0%	実施項目 / 適正化法及び指針をもとに設定した改善項目
	情報公開の実施率	44.1%	94.1%	97.1%	97.1%	100.0%	公開項目 / 対象項目

（問題点・課題）	<p>予算の範囲内で、より質の高い業務等を提供できる事業者や高度な技術等を活用した工事等の実施が可能な事業者を選定するため、入札制度の中で価格以外要素（業者の持つ技術力、特殊技能、有用なアイデア、履行実績、地域貢献度など）を加味して落札者を決定する仕組みづくりが求められている。</p> <p>制限付き一般競争入札による発注を基本としながら、指名競争入札や見積競争、相手方を指定した随意契約を活用して、個々の契約案件の内容や目的、緊急度、登録業者の状況などに適合した発注ができるよう、継続して検討（発注の基準づくり及びその見直し）を行っていく必要がある。</p> <p>不良、不適格事業者の排除や過度の競争性の回避、ダンピング入札、談合等への対応について、継続して対応策を検討し、順次具体化していく必要がある。</p>
他区の実況	<p>（実施 22 区 未実施 区）</p> <p>他区では、一定金額を超える案件に一般競争入札を適用しており、経理課契約の全件を対象としている区はない。入札・契約に関する情報の公開については、対象項目や公開方法に若干の違いはあるが、各区とも取り組みを進めている。また、最低制限価格制度等は、一部の区で適用範囲を広げた例がある。</p>

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	総合評価競争入札制度の導入	契約の目的、内容等に応じて評価項目や評価基準を設定することにより、価格以外の要素を含め、区にとって最も望ましい事業者を契約相手方とすることができる。
	発注方法の選択にかかる基準づくり（18年度に「指名競争入札及び見積競争実施要領」を制定。随時に必要な見直し等を実施）	区が行う契約の透明性や公正性をより一層の向上させながら、区にとって、効率的、効果的な発注を実現する。
	最低制限価格及び低入札価格調査制度を効果的な適用と不正行為等に対する制裁措置の厳罰化	ダンピング入札や談合の防止、また、不良・不適格事業者の排除を進める。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する。

（状況）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 贈賄事件の再発防止、区政の信頼回復（16年三定）</li> <li>・ 入札・契約制度の改革（16年四定）</li> <li>・ 確実な履行の確保（17年一定）</li> </ul>
------	--